

全国がん登録における情報利用及び 提供のためのマニュアル（案）について

全国がん登録における情報利用及び
提供のためのマニュアル 目 次 (案)

I. 目的	4
II. 用語の定義	5
III. 事務処理の流れの概要	6
IV. 全国がん登録情報又は都道府県がん情報の利用又は提供に当たっての事務処理要綱の作成	7
1. 審議会等の運用体制等	7
2. 都道府県がん情報の利用又は提供における運用体制等	7
V. 法第17条、第18条、第19条及び第21条の運用体制等	8
VI. 法第20条の運用体制等	9
VII. 全国がん登録情報又は都道府県がん情報及び付随するドキュメントの整備	10
VIII. 事前相談への対応	11
IX. 手数料の算出と徴収	12
1. 法第21条第3項及び第4項にかかる手数料の算出	12
2. 法第21条第8項及び第9項にかかる手数料の算出	12
X. 申出者からの申出文書の受付	13
1. 申出文書の提出	13
2. 法第17条、第18条該当の申出者及び利用目的について	13
3. 法第19条並びに第21条第1項及び第2項該当の申出者及び利用目的について	13
4. 法第21条第3項及び第4項並びに第8項及び第9項該当の申出者及び利用目的について	14
5. 法第20条該当の申出者及び利用目的について	14
6. 申出文書に記載を要する事項	14
XI. 審議会等による審査	20
1. 審査	20
2. 申出文書の受領と審査	20
3. 申出に対する基本的内容審査基準	20
4. 記載事項に変更が生じた場合の取り扱い	25
XII. 審査結果の通知	26
1. 審査に要する期間	26
2. 審査後の手続等	26
XIII. 匿名化	27
XIV. 全国がん登録情報又は都道府県がん情報及び利用に必要なドキュメントの提供	28
1. 利用又は提供する情報の作成	28

2.	ドキュメントに含める項目	28
3.	情報の提供手段	28
XV.	全国がん登録情報又は都道府県がん情報の利用期間中の対応及び終了後の処置の確認	29
4.	利用期間中の対応（監査）	29
5.	利用期間終了後の処置	29
6.	情報廃棄及び利用実績の報告	29
XVI.	全国がん登録情報又は都道府県がん情報の不適切利用への対応	30
1.	全国がん登録情報又は都道府県がん情報の不適切利用への対応	30
2.	公益通報者保護法との関係	30
XVII.	全国がん登録情報及び都道府県がん情報の利用又は提供状況の報告	31

III. 事務処理の流れの概要

本マニュアルは、法第17条、第18条、第19条、第20条及び第21条に基づく全国がん登録情報又は都道府県がん情報の利用又は提供について、次のような事務処理の流れを想定して策定している。

- (1) 法第17条、第18条、第19条及び第21条の運用体制等の決定
- (2) 法第20条の運用体制等の決定
- (3) 全国がん登録情報又は都道府県がん情報及び関連ドキュメントの整備
- (4) 事前相談への対応
- (5) 集計工数及び手数料の算出
- (6) 申出者からの申出文書の受付
- (7) 審議会等による審査
- (8) 審査結果の通知
- (9) 情報利用依頼書の提出及び手数料の納付
- (10) 申出文書に基づく情報及び利用に必要なドキュメントの提供
- (11) 情報廃棄報告及び情報利用実績報告
- (12) 申出文書に基づく情報の利用又は提供期間終了後の処置の確認
- (13) 国及び都道府県の窓口組織からの利用及び提供状況に関する報告

がん登録推進法での積極的データ利用 法第三節 情報の利用及び提供

(都道府県知事による利用等)

都道府県での報告書作成、がん対策への利用

- **第十八条** 都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、当該都道府県に係る都道府県がん情報又はこれに係る特定匿名化情報を**自ら利用**し、又は次に掲げる者に**提供することができる**。（後略）

(市町村等への提供)

がん検診の精度管理

- **第十九条** 都道府県知事は、次に掲げる者から、当該市町村のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報のうち第五条第一項第二号の情報として当該市町村の名称が記録されているがんに係る情報又はこれに係る特定匿名化情報の提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その**提供を行うものとする**。（後略）

2014.12.10 第2回地域がん登録実務者・行政担当者研修資料



がん登録推進法での積極的データ利用 法第三節 情報の利用及び提供

(病院等への提供)

患者予後情報の提供

- **第二十条** 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報（厚生労働省令で定める生存確認情報及び厚生労働省令で定める当該病院等に係る第五条第二項に規定する附属情報に限る。）の**提供の請求を受けたときは**、全国がん登録データベースを用いて、その**提供を行わなければならない**。（後略）

(その他の提供)

研究利用

- **第二十一条** 厚生労働大臣は、都道府県知事又は第十八条第一項各号に掲げる者から、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究のため、当該都道府県に係る都道府県がん情報以外の全国がん登録情報であって当該都道府県の住民であった者に係るもの提供の求めを受けたときは、これに必要な限度で、全国がん登録データベースを用いて、その**提供を行うことができる**。（後略）

2014.12.10 第2回地域がん登録実務者・行政担当者研修資料



厚生労働省・国立がん研究センター

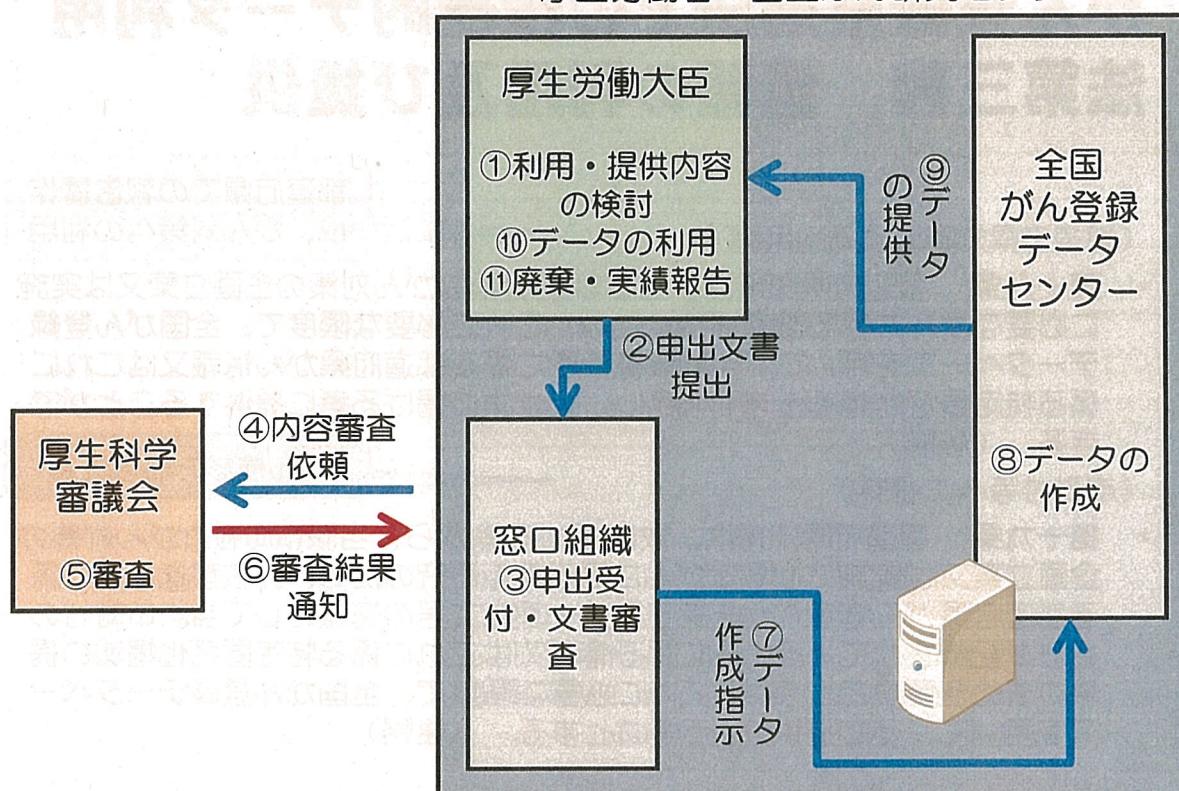


図1. 17条（厚生労働大臣による利用等）

都道府県・委託先

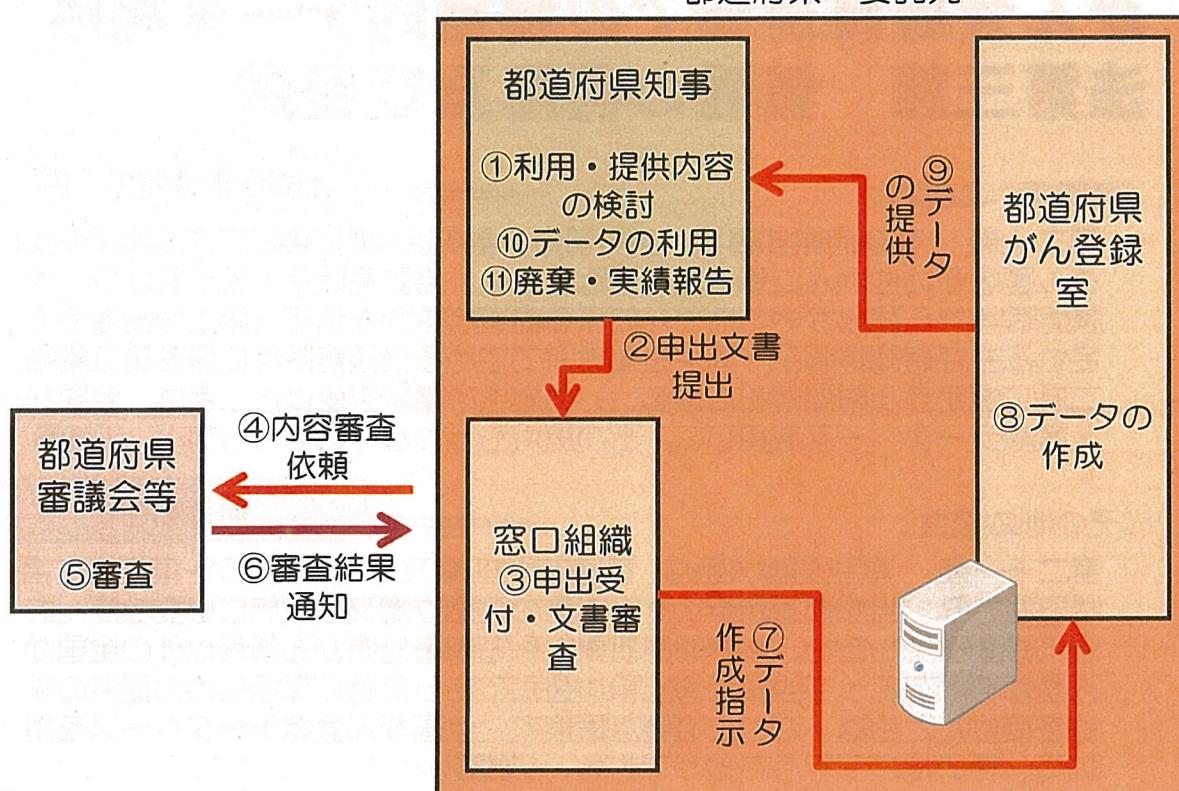


図2. 18条（都道府県知事による利用等）

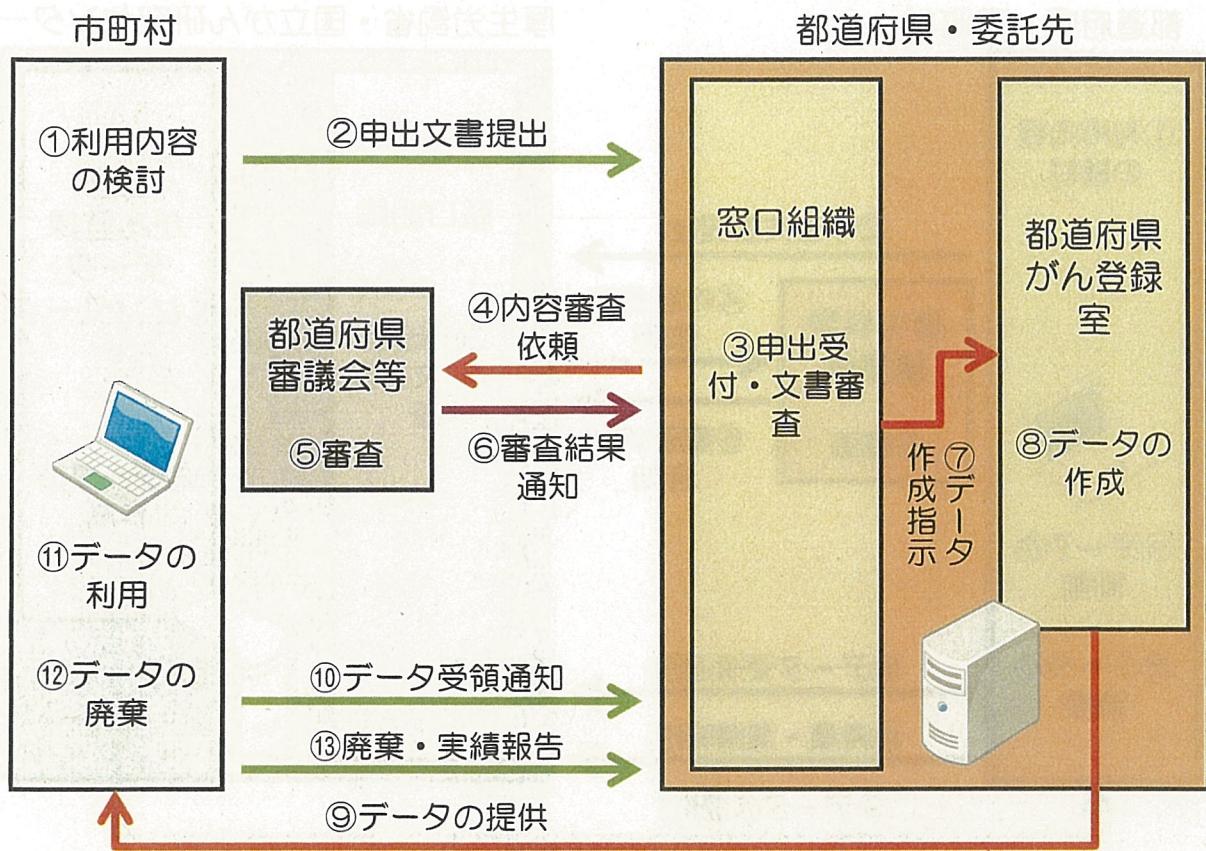


図3. 19条（市町村等への提供）

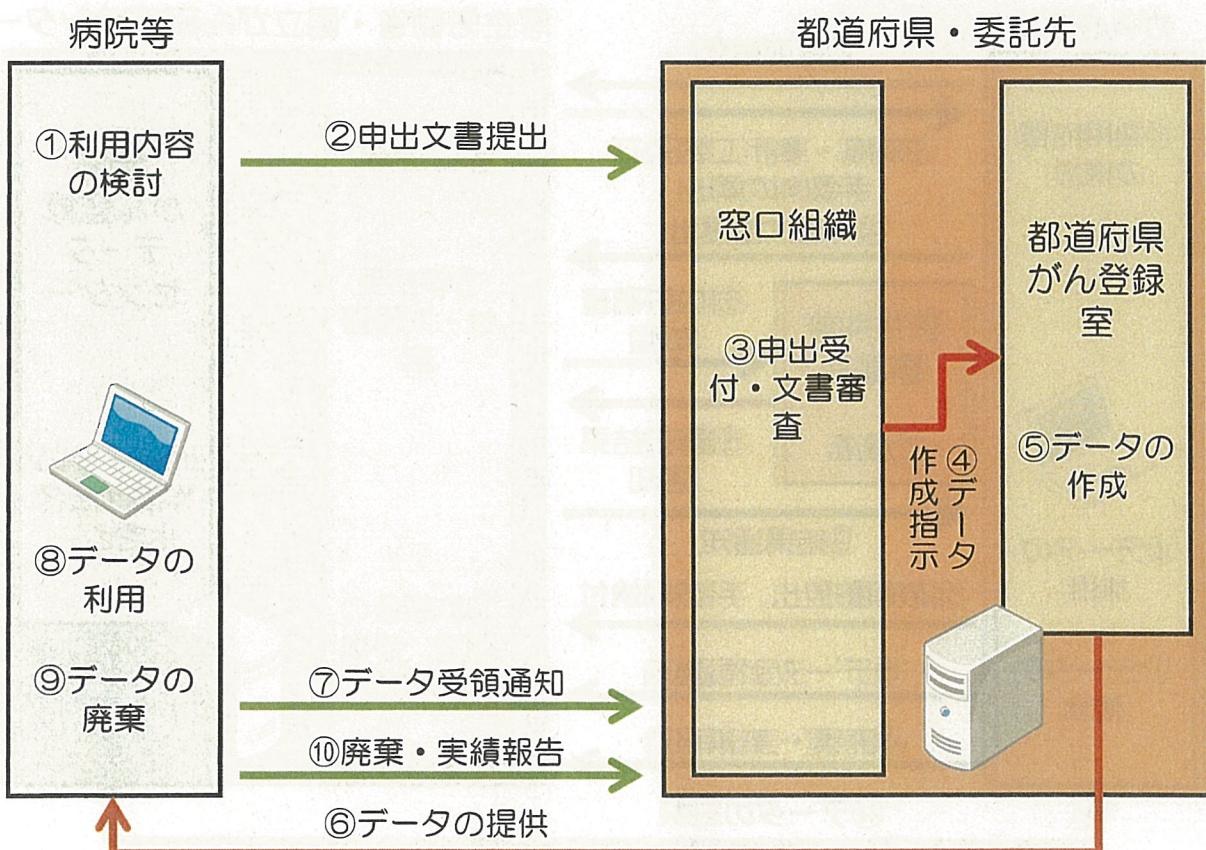
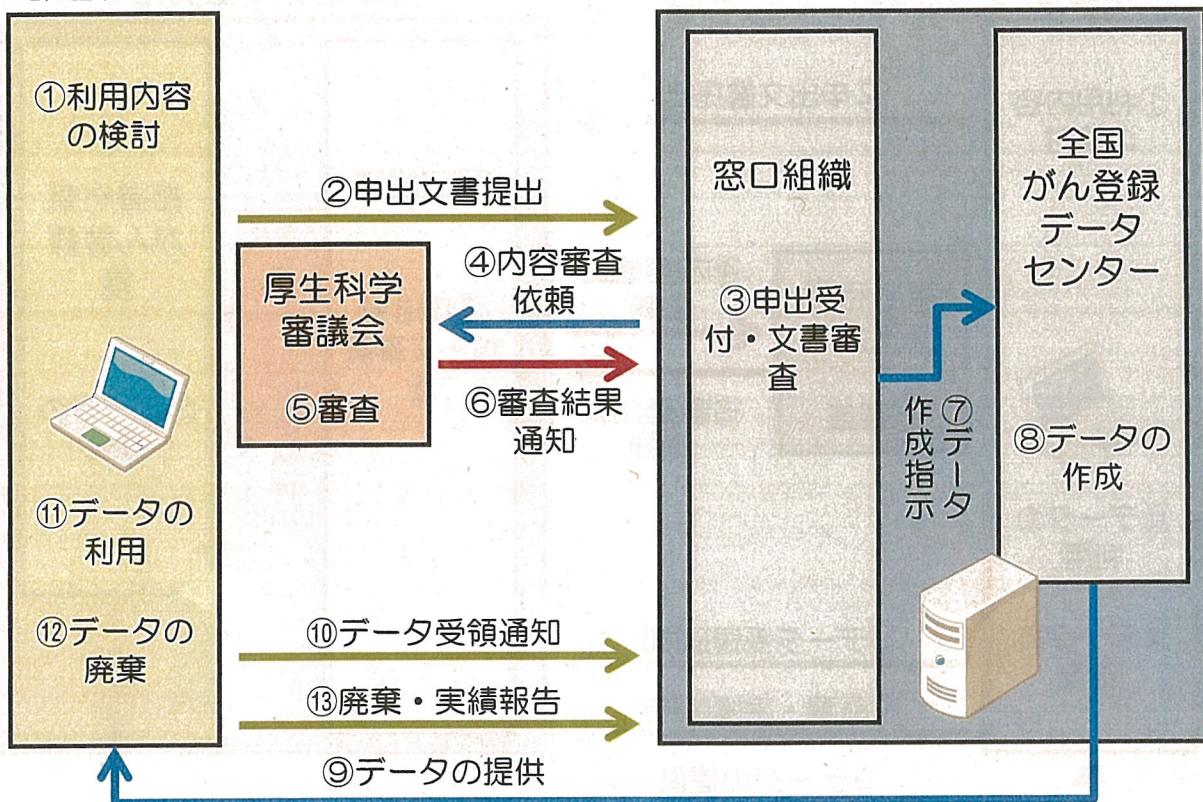


図4. 20条（病院等への提供）

都道府県・市町村



厚生労働省・国立がん研究センター

図5. 21条1項～2項（その他の提供）

がん研究者

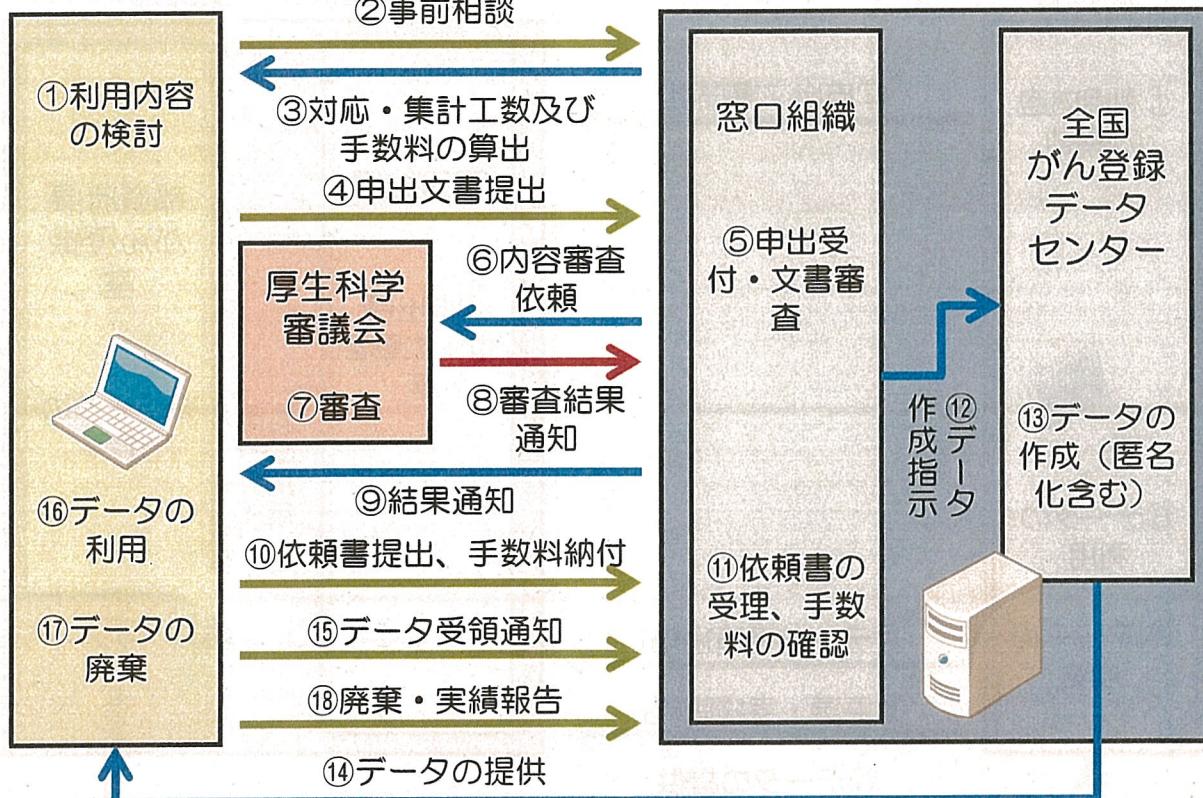


図6. 21条3項～4項（その他の提供）

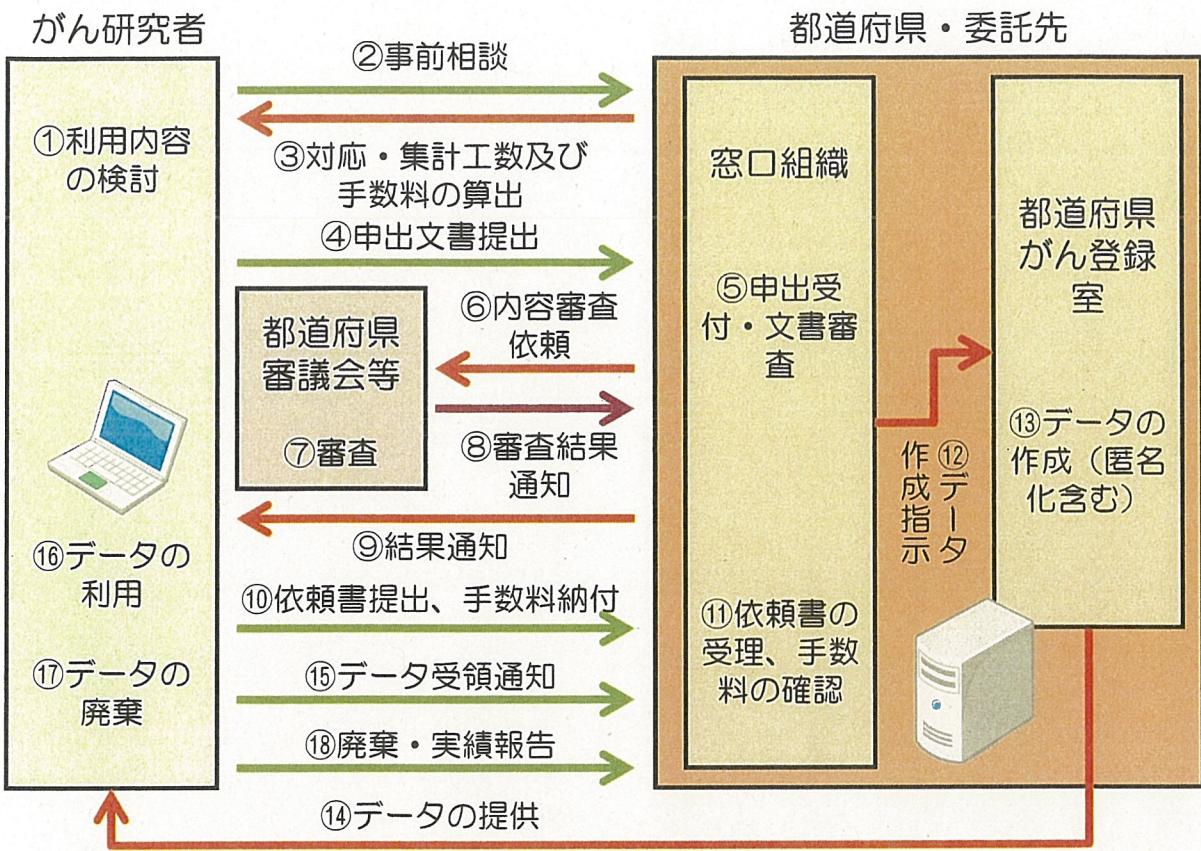


図7. 21条8項～9項（その他の提供）

